

事業ごみの 適正処理と減量について

令和3年9月

仙台市環境局 事業ごみ減量課

目次

1 事業ごみの概要

- (1) 廃棄物の種類
- (2) 産業廃棄物と一般廃棄物
- (3) 排出事業者の責務

2 事業ごみの処理

- (1) 事業ごみの分別
- (2) 産業廃棄物
- (3) 産業廃棄物の種類
- (4) 産業廃棄物処理の基本的な流れ
- (5) 一般廃棄物
- (6) 一般廃棄物処理の基本的な流れ

3 仙台市一般廃棄物処理基本計画

- (1) 計画の根拠、位置づけ
- (2) 計画の目標と方針

4 仙台市の廃棄物処理

- (1) 品目ごとの処理の流れ
- (2) 事業系紙類回収庫、
事業系紙類回収ステーション
- (3) 廃棄物の種類による違い
- (4) 市清掃工場の搬入禁止物

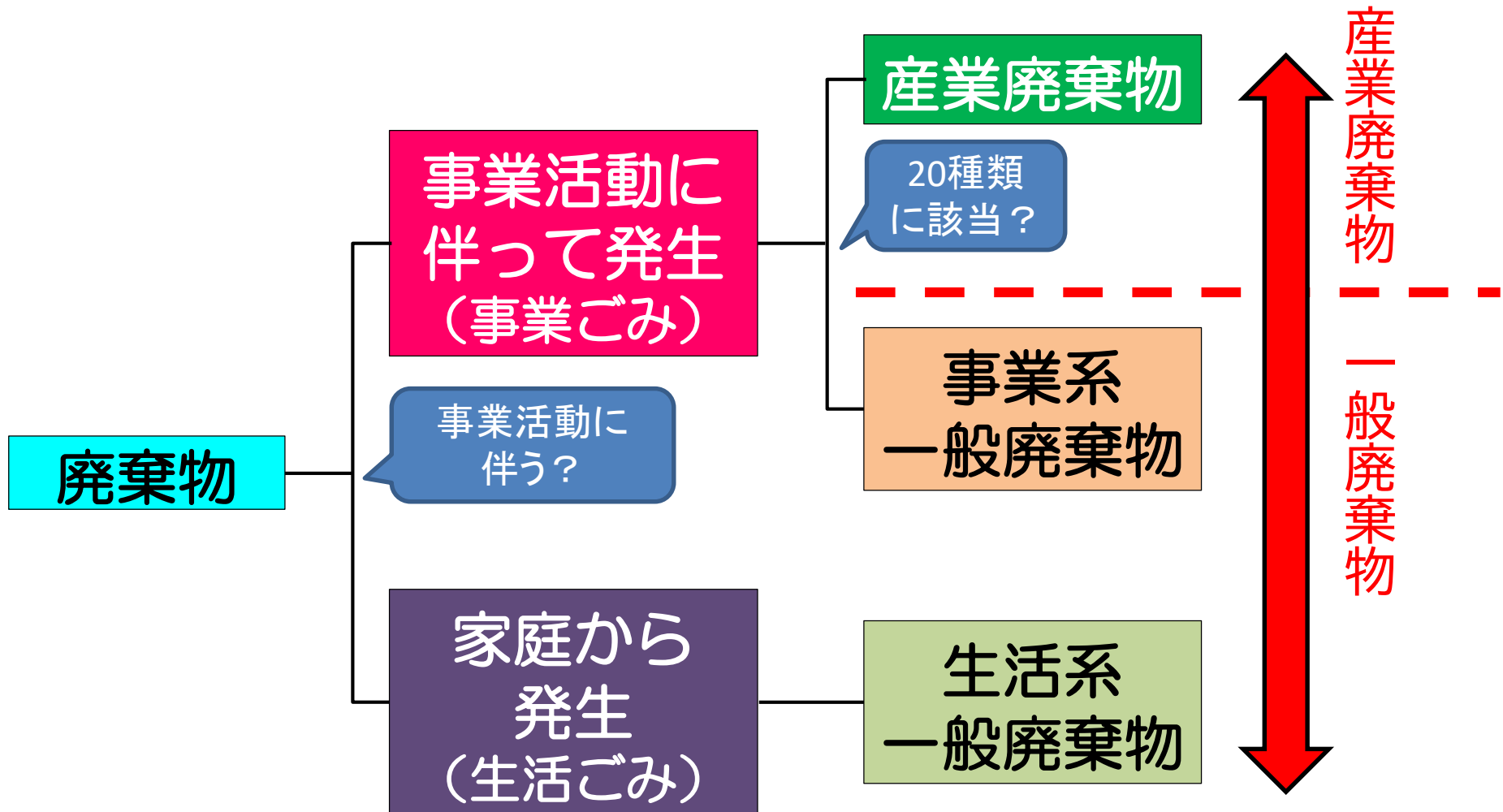
5 搬入物検査

- (1) 展開検査の開始と強化
- (2) 不適正搬入物の例

6 適正排出を維持するために

1 事業ごみの概要

(1) 廃棄物の種類



1 事業ごみの概要

(2) 産業廃棄物と一般廃棄物

産業廃棄物

- 事業活動に伴い発生する20種類

一般廃棄物

- 産業廃棄物以外の廃棄物
- 市町村によりルールが異なる
- 市町村に統括的処理責任がある

1 事業ごみの概要

(3) 排出事業者の責務

(廃棄物処理法第3条)

- ① **事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任で適正に処理しなければなりません**
- ② 事業活動に伴って生じた廃棄物をリサイクルするなどして減量に努めなければなりません
- ③ 製造、販売等に際しては、処理困難にならないよう開発したり、処理方法を情報提供するなどして、適正な処理が困難にならないようにしなければなりません
- ④ 国や自治体の施策に協力しなければなりません

2 事業ごみの処理

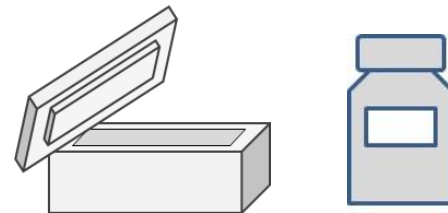
(1) 事業ごみの分別

産業廃棄物？

廃プラスチック、金属くずなど

はい

品目ごとに分けて
産業廃棄物処理



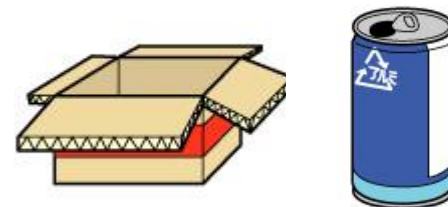
いいえ

資源物？

紙、缶、びん、ペットボトル

はい

品目ごとに分けて
資源物処理



いいえ

最後に残ったものだけが...

可燃ごみ



2 事業ごみの処理

(2) 産業廃棄物

事業ごみのうち、多くのものが
産業廃棄物に分類される

工事現場や機器・部品工場だけでなく、店舗や事務所でも多くのものが産業廃棄物に該当する。

廃プラスチック類

→ビニールやプラスチック製容器包装だけでなく、プラスチック製の事務用品など、製品そのものも全て**産業廃棄物**

金属くず、ガラスくず、陶磁器くず

→金属製品、ガラス製品、せともの、全て**産業廃棄物**

2 事業ごみの処理

(3) 産業廃棄物の種類 (全業種)

①廃プラスチック類	発泡スチロール、ビニール製品
②ゴムくず	天然ゴムくず
③金属くず	スチール製の机
④ガラスくず,コンクリートくず及び陶磁器くず	ガラスのコップ、花瓶
⑤がれき類	コンクリート、レンガ
⑥燃えがら	焼却炉の残灰
⑦汚泥	製造、排水処理等での出る汚泥
⑧廃油	食用油、エンジンオイル
⑨廃酸	写真定着液、酸性廃液
⑩廃アルカリ	写真現像廃液、アンモニア廃液
⑪鉱さい	電気炉等の鉱さい
⑫ばいじん	ばい煙発生施設等で捕集されるもの

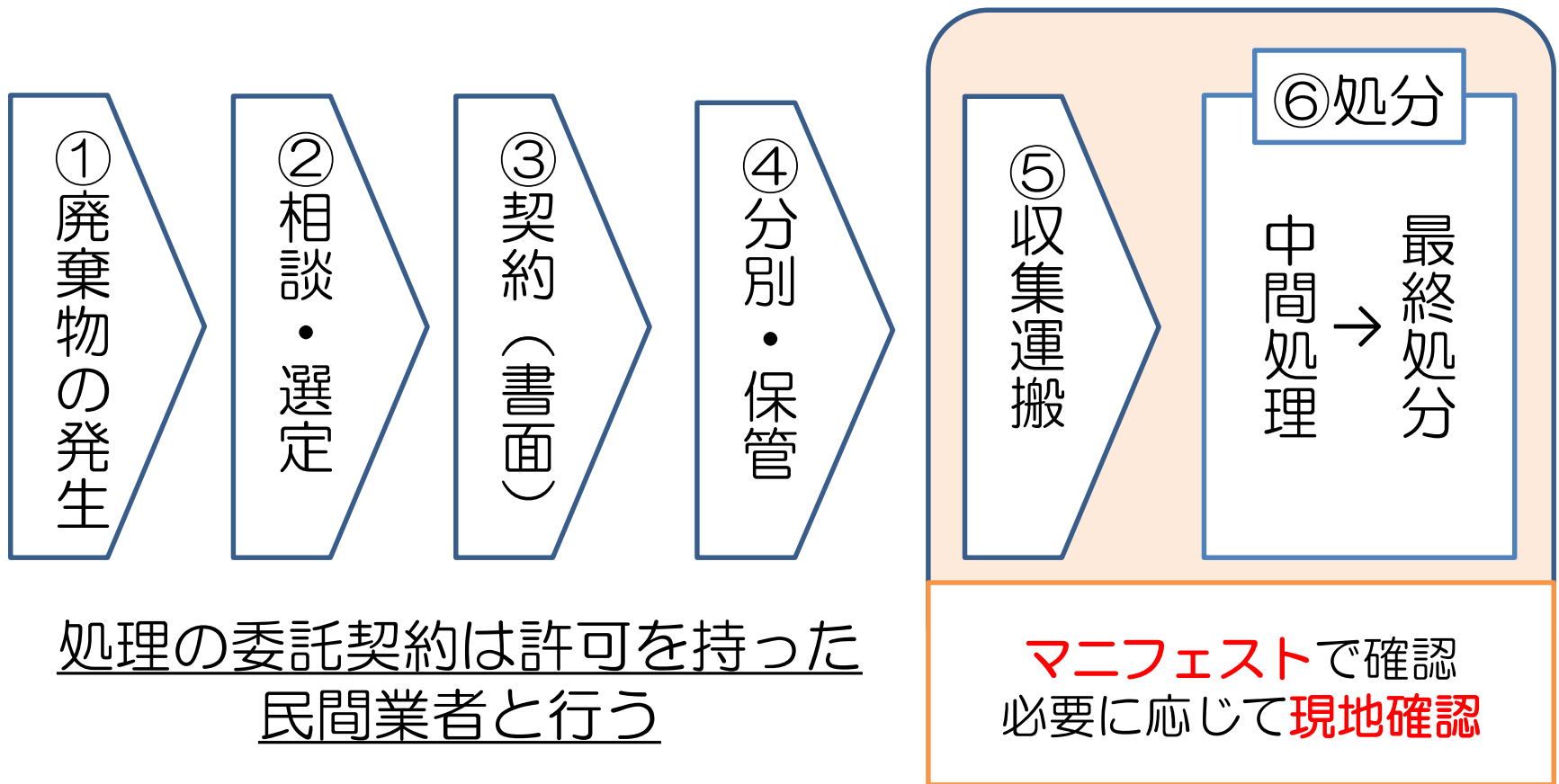
2 事業ごみの処理

(3) 産業廃棄物の種類（業種限定など）

⑬紙くず	建設業（工作物の新築、改築、除去に伴って生じるもの）、紙製造業等から排出される紙くず
⑭木くず	建設業、木製品製造業等から排出される木くず。 貨物の流通に使用したパレット
⑮繊維くず	建設業、繊維工場等から排出される繊維くず
⑯動植物性残さ	食料品製造業、医薬品製造業等で原料として使用した動植物に係る不要物。スーパーの生ごみは対象外
⑰動物のふん尿	畜産農業から排出される牛、豚、馬、にわとり等のふん尿
⑱動物の死体	畜産農業から排出される牛、豚、馬、にわとり等の死体
⑲動物系固形不要物	と畜場等から排出される獣畜及び食鳥に係る固形状の不要物
⑳以上の産業廃棄物を処分するために処理したもの	

2 事業ごみの処理

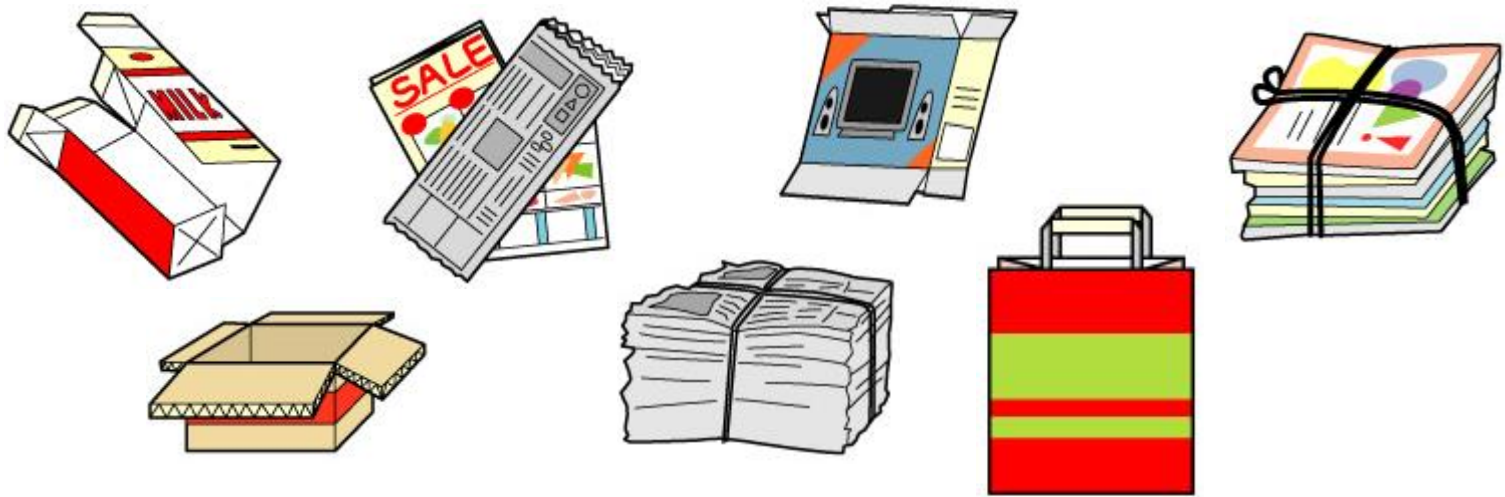
(4) 産業廃棄物処理の基本的な流れ



許可業者（⑤収集運搬、⑥処分）は、宮城県や仙台市のHPで名簿が公表されているほか、「優良さんぱいナビ」などでも検索できます

2 事業ごみの処理

(5) 一般廃棄物（資源物：紙類）



- 搬入先によって、取り扱える古紙の範囲が異なる
- 例えば、ビニールコート紙、カーボン紙、写真、紙コップもリサイクルできる場合がある

2 事業ごみの処理

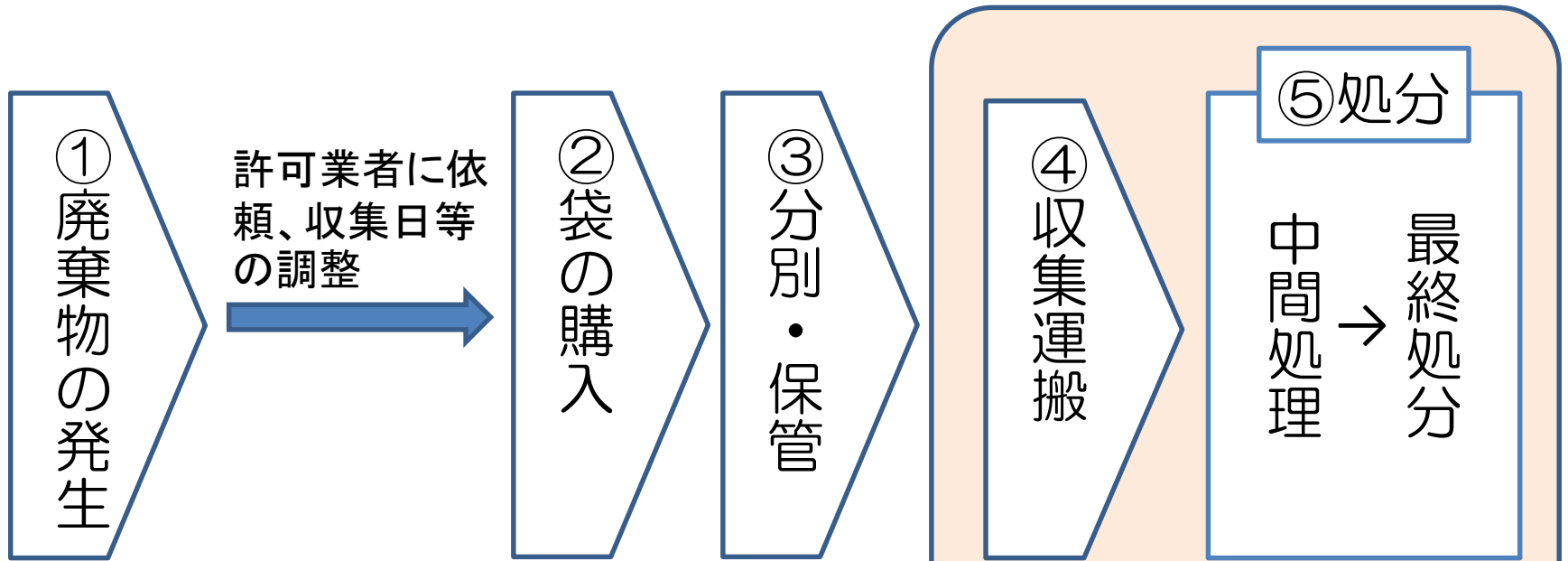
(5) 一般廃棄物（資源物：缶・びん・ペットボトル）



- 仙台市では飲料用は一般廃棄物として扱う
調味料や油の容器は対象外→産業廃棄物
- 自動販売機など多量に出る場合は産業廃棄物
- 運搬先のリサイクル施設によって、ペットボトルのふたとラベルの取り扱いは異なる。市のリサイクル施設では、排出者がふたとラベルを外さなければならない

2 事業ごみの処理

(6) 一般廃棄物処理の基本的な流れ



袋は3種類

- 可燃ごみ
- 紙類
- 缶・びん・ペットボトル

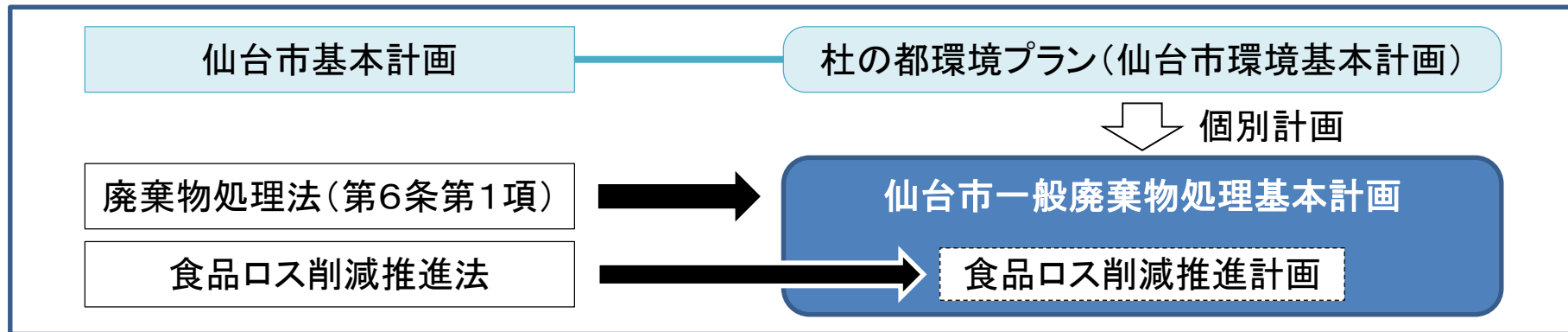
3 仙台市一般廃棄物処理基本計画

(1) 計画の根拠、位置づけ

・計画の根拠、位置づけ

本計画は、廃棄物処理法第6条第1項に基づき、本市の一般廃棄物の処理に係る基本的な考え方や方向性について定めるもの

また、仙台市基本計画及び杜の都環境プラン（仙台市環境基本計画）を上位計画とし、杜の都環境プランの個別計画として策定されている



・市町村の役割

市町村は、一般廃棄物処理計画に従って、その区域内における一般廃棄物を生活環境の保全上支障が生じないうちに収集し、運搬し、処分しなければならない（廃棄物処理法第6条の2第1項）

3 仙台市一般廃棄物処理基本計画

(2) 計画の目標と方針

仙台市一般廃棄物処理基本計画 (令和3年3月策定)

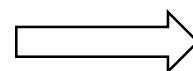
～杜の都の資源を次の世代へ
持続可能な資源循環都市をめざして～

基本目標

- ・ごみ総量
- ・最終処分量

<令和元年度>

37.3万トン
5.2万トン



<令和12年度>

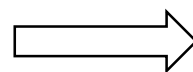
33.0万トン
4.6万トン など

参考指標

- ・事業ごみ量
- ・リサイクル率
- ・家庭系食品ロス量

<令和元年度>

13.9万トン
28.5%
1.8万トン



<令和12年度>

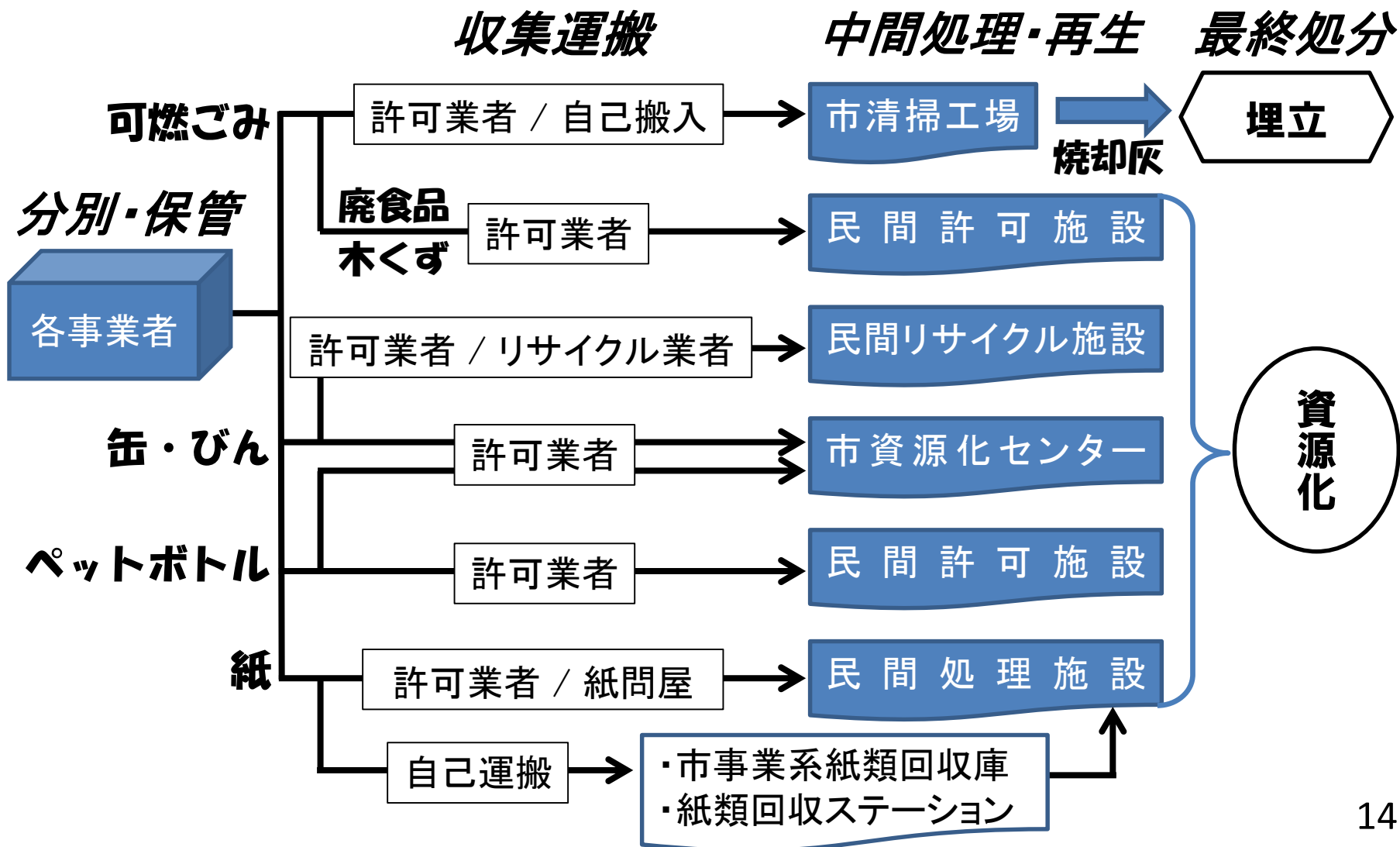
12.0万トン
32.0%
9千トン など

基本方針

- 方針1 発生抑制を中心とした3Rの推進
- 方針2 わかりやすい情報発信と行動する人づくり
- 方針3 安全安心かつ安定的な処理体制の確保

4 仙台市の廃棄物処理

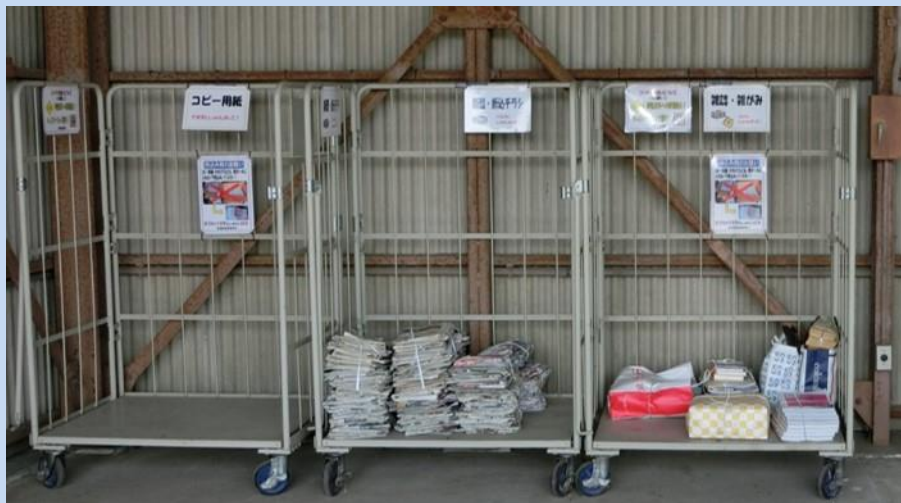
(1) 品目ごとの処理の流れ



4 仙台市の廃棄物処理

(2) 事業系紙類回収庫、事業系紙類回収ステーション

事業系紙類回収庫



事業用紙類のリサイクル推進を目的に
市内4カ所の環境事業所に設置

事業系紙類回収ステーション



古紙問屋等の協力を得て、事業系紙類の
無料受入れ施設を開設。現在市内20カ所

※どちらも無料ですが、機密文書は持ち込めません

所在地等は仙台市ホームページをご覧ください

ホーム > 事業者向け情報 > 環境・衛生 > 廃棄物・リサイクル > 事業ごみ(事業系一般廃棄物・産業廃棄物)の処理 > 手引き > 事業系紙類(一般廃棄物)回収拠点について

4 仙台市の廃棄物処理

(3) 廃棄物の種類による違い

	家庭の 一般廃棄物	事業者の 一般廃棄物	(事業者の) 産業廃棄物
収集搬 運	市が委託契約 した業者	地域限定・事業者 限定・品目限定の 許可業者 <u>(市は収集しない)</u>	許可業者 <u>(市は収集しない)</u>
処 分	市・民間の 処分施設	市・民間の 処分施設	民間の処分施設
特 記	市が出し方や 収集曜日を決 める	事業者が許可業者 と相談し曜日や出 し方を決める	事業者が許可業者を 選定 書面契約が必要 マニフェストが必要

4 仙台市の廃棄物処理

(4) 市清掃工場の搬入禁止物

- ①産業廃棄物
- ②リサイクル可能な紙類（資源物）
 - ※一般廃棄物で燃えるごみでも、可燃ごみとして排出できない
- ③飲料用の缶・びん・ペットボトル（資源物）
- ④毒性、危険性、引火性等のあるもの、その他処理業務を困難にし、又は処理施設の機能を損なうおそれがあるもの
- ⑤他の法律でリサイクルが義務付けられているもの

※この他、処理ができないものや大きさなど、各工場ごとの搬入基準があります。

5 搬入物検査

(1) 展開検査の開始と強化

展開検査装置導入前の様子。収集車1台分、約2トンの事業ごみを清掃工場床に降ろし、広げます▶



▼平成29年度に導入された展開検査装置



◀収集車から装置中央のコンベアにごみを降ろします

5 搬入物検査

(2) 不適正搬入物の例 (産業廃棄物)

プラスチック容器など



蛍光管



5 搬入物検査

(2) 不適正搬入物の例 (資源物)

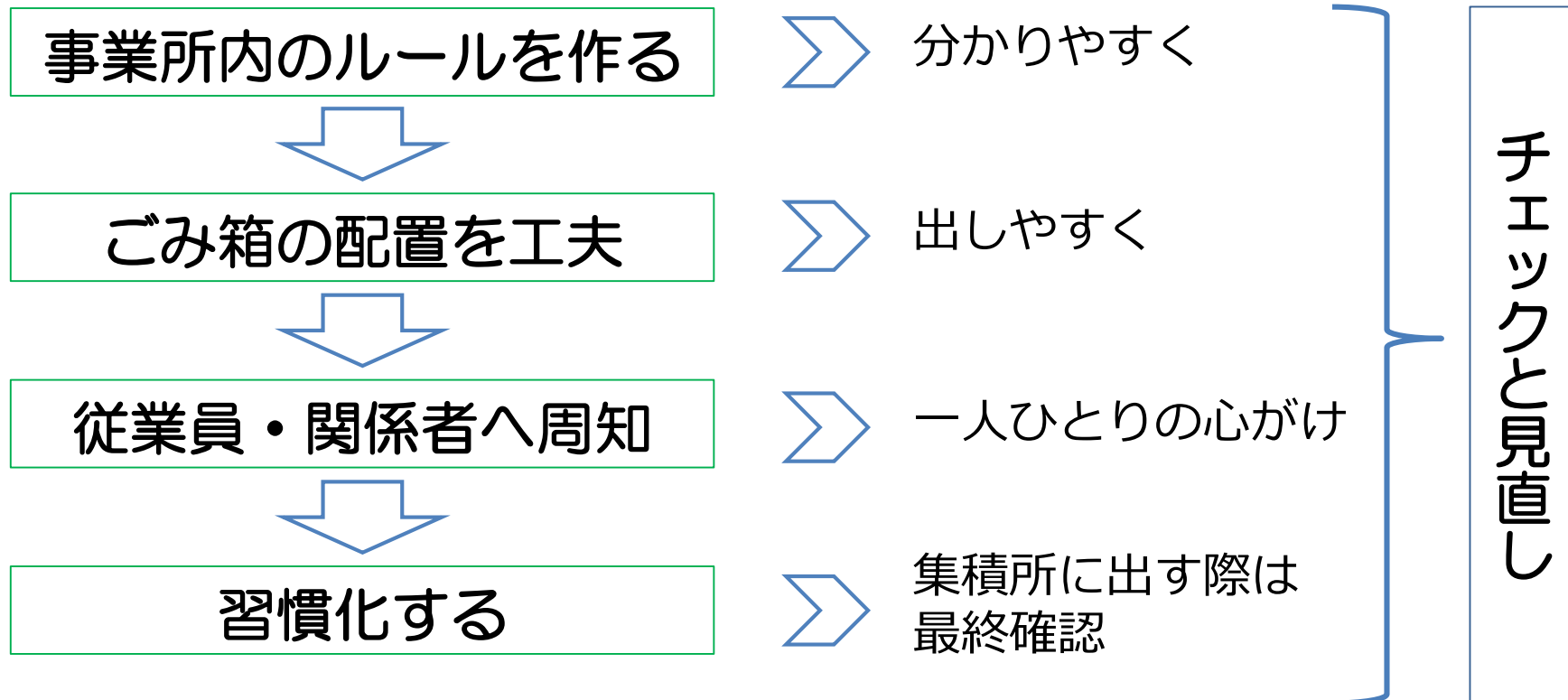
紙類



ペットボトル



6 適正排出を維持するために



→適正な分別排出は、ごみ減量とともにコスト削減にもつながります

廃棄物の適正な処理と減量を よろしくお願いします。

仙台市環境局事業ごみ減量課

産業廃棄物：事業係

TEL 022-214-8235

一般廃棄物：指導係

TEL 022-214-8679

仙台市の事業ごみ関連ホームページ

<https://www.city.sendai.jp/jigyosha/kankyo/haikibutsu/index.html>

(ホーム > 事業者向け情報 > 環境・衛生 > 廃棄物・リサイクル)